

令和7年阿南市議会12月定例会追加議案目録

- 第28号議案 阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第29号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第4号）について

第28号議案

阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について

阿南市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月17日提出

阿南市長 岩佐義弘

阿南市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(阿南市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 阿南市職員の給与に関する条例(昭和33年阿南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により支給する宿日直手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで勤務した場合 宿直勤務1回につき <u>4,700円</u></p> <p>(2) 日直勤務1回につき <u>4,700円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125(給料表の適用を受ける職員で規則で定めるもの(以下「特定管理職員」という。))</u>にあつては、<u>100分の105)</u>、<u>12月に支給する場合には100分の127.5(特定管理職員にあつては、100分の107.5)</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により支給する宿日直手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで勤務した場合 宿直勤務1回につき <u>4,400円</u></p> <p>(2) 日直勤務1回につき <u>4,400円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(給料表の適用を受ける職員で規則で定めるもの(第21条第2項において「特定管理職員」という。))にあつては、<u>100分の105)</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

るその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4~6 [略]

(勤勉手当)

第21条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定

(1)~(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4~6 [略]

(勤勉手当)

第21条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定

年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表1（第3条—第5条、第11条の3、第11条の4、第20条、第21条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400

年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表1（第3条—第5条、第11条の3、第11条の4、第20条、第21条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000

15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800

15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600

42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	

42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	

69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				

69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				

96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>				
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>				
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>				
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>				
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>				
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>				
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>				
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>				
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>				
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>				
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>				
107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>				
108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>				
109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>				
110		<u>312,600</u>					
111		<u>313,000</u>					
112		<u>313,300</u>					
113		<u>313,500</u>					
114		<u>313,700</u>					
115		<u>314,000</u>					
116		<u>314,400</u>					
117		<u>314,600</u>					
118		<u>314,800</u>					
119		<u>315,100</u>					
120		<u>315,400</u>					
121		<u>315,700</u>					
122		<u>315,900</u>					

96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>				
97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>				
98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>				
99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>				
100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>				
101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>				
102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>				
103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>				
104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>				
105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>				
106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>				
107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>				
108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>				
109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>				
110		<u>304,200</u>					
111		<u>304,600</u>					
112		<u>304,900</u>					
113		<u>305,100</u>					
114		<u>305,300</u>					
115		<u>305,600</u>					
116		<u>306,000</u>					
117		<u>306,200</u>					
118		<u>306,400</u>					
119		<u>306,700</u>					
120		<u>307,000</u>					
121		<u>307,400</u>					
122		<u>307,600</u>					

	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円						
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

別表2（第3条—第5条、第11条の3、第11条の4、第20条、第21条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300
	2	307,900	418,300	472,300
	3	310,200	420,900	474,200
	4	312,400	423,300	476,100
	5	314,500	425,600	477,500
	6	318,000	427,800	479,200
	7	321,500	429,800	481,000
	8	324,900	431,900	482,800
	9	328,300	434,000	484,600
	10	331,800	435,500	486,300
	11	335,200	437,000	488,100

	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円						
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

別表2（第3条—第5条、第11条の3、第11条の4、第20条、第21条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	291,400	400,300	455,100
	2	293,700	403,000	457,100
	3	296,000	405,600	459,000
	4	298,200	408,100	460,900
	5	300,300	410,500	462,300
	6	303,800	412,700	464,100
	7	307,300	414,800	465,900
	8	310,700	416,900	467,700
	9	314,100	419,000	469,500
	10	317,600	420,500	471,300
	11	321,000	422,000	473,100

12	338,600	438,500	489,900
13	342,000	439,900	491,700
14	345,500	441,300	493,400
15	348,900	442,800	495,200
16	352,300	444,200	497,000
17	355,700	445,500	498,800
18	358,800	447,000	500,700
19	362,000	448,400	502,600
20	365,200	449,800	504,500
21	368,500	451,100	506,400
22	371,600	452,600	508,100
23	374,700	454,000	509,900
24	377,700	455,400	511,700
25	380,800	456,800	513,300
26	383,100	458,200	515,100
27	385,400	459,500	516,900
28	387,600	460,900	518,400
29	389,500	462,300	519,800
30	391,200	463,600	521,500
31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700

12	324,400	423,500	474,900
13	327,800	424,900	476,700
14	331,300	426,400	478,500
15	334,700	427,900	480,300
16	338,100	429,300	482,100
17	341,500	430,700	483,900
18	344,600	432,200	485,800
19	347,700	433,700	487,700
20	350,800	435,100	489,600
21	354,000	436,500	491,500
22	357,100	438,000	493,200
23	360,200	439,500	495,000
24	363,200	440,900	496,800
25	366,200	442,300	498,400
26	368,500	443,700	500,200
27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900

39	<u>405,300</u>	<u>476,500</u>	<u>534,000</u>
40	<u>406,700</u>	<u>478,000</u>	<u>535,300</u>
41	<u>408,200</u>	<u>479,600</u>	<u>536,300</u>
42	<u>408,900</u>	<u>480,800</u>	<u>537,100</u>
43	<u>409,500</u>	<u>481,900</u>	<u>537,900</u>
44	<u>410,100</u>	<u>483,000</u>	<u>538,700</u>
45	<u>410,900</u>	<u>484,000</u>	<u>539,600</u>
46	<u>411,500</u>	<u>484,900</u>	<u>540,400</u>
47	<u>412,100</u>	<u>485,800</u>	<u>541,200</u>
48	<u>412,600</u>	<u>486,600</u>	<u>541,900</u>
49	<u>413,100</u>	<u>487,300</u>	<u>542,700</u>
50	<u>413,500</u>	<u>488,000</u>	<u>543,500</u>
51	<u>414,000</u>	<u>488,700</u>	<u>544,200</u>
52	<u>414,400</u>	<u>489,300</u>	<u>545,100</u>
53	<u>414,800</u>	<u>489,900</u>	<u>546,000</u>
54	<u>415,100</u>	<u>490,600</u>	<u>546,800</u>
55	<u>415,400</u>	<u>491,200</u>	<u>547,700</u>
56	<u>415,800</u>	<u>491,800</u>	<u>548,600</u>
57	<u>416,100</u>	<u>492,100</u>	<u>549,400</u>
58	<u>416,500</u>	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>
59	<u>416,800</u>	<u>493,300</u>	<u>551,000</u>
60	<u>417,200</u>	<u>494,000</u>	<u>551,700</u>
61	<u>417,600</u>	<u>494,400</u>	<u>552,500</u>
62	<u>417,900</u>	<u>495,000</u>	<u>553,400</u>
63	<u>418,200</u>	<u>495,700</u>	<u>554,300</u>
64	<u>418,500</u>	<u>496,400</u>	<u>555,200</u>
65	<u>418,800</u>	<u>496,800</u>	<u>556,000</u>

39	<u>391,100</u>	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>
40	<u>392,600</u>	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>
41	<u>394,100</u>	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>
42	<u>394,800</u>	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>
43	<u>395,400</u>	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>
44	<u>396,100</u>	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>
45	<u>397,000</u>	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>
46	<u>397,600</u>	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>
47	<u>398,200</u>	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>
48	<u>398,800</u>	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>
49	<u>399,400</u>	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>
50	<u>399,900</u>	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>
51	<u>400,400</u>	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>
52	<u>400,900</u>	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>
53	<u>401,400</u>	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>
54	<u>401,800</u>	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>
55	<u>402,200</u>	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>
56	<u>402,600</u>	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>
57	<u>403,000</u>	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>
58	<u>403,400</u>	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>
59	<u>403,800</u>	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>
60	<u>404,200</u>	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>
61	<u>404,600</u>	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>
62	<u>405,000</u>	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>
63	<u>405,400</u>	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>
64	<u>405,800</u>	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>
65	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>

66		497,400	556,900
67		498,000	557,800
68		498,500	558,700
69		499,000	559,500
70		499,500	560,400
71		500,000	561,300
72		500,500	562,200
73		500,900	563,000
74		501,400	
75		501,800	
76		502,200	
77		502,700	
78		503,300	
79		503,800	
80		504,200	
81		504,700	
82		505,300	
83		505,900	
84		506,400	
85		506,900	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	312,900	356,500	412,800

66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	
85		493,500	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	301,700	344,400	399,500

第2条 阿南市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>（給料表の適用を受ける職員で規則で定めるもの（<u>第21条第2項において「特定管理職員」という。</u>）にあっては、<u>100分の106.25</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4~6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>（給料表の適用を受ける職員で規則で定めるもの（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4~6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）、12月に支給する場合には<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の50</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>）、12月に支給する場合には<u>100分の52.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>
--	--

（阿南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 阿南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年阿南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料表は、次の表を適用する。</p>	<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料表は、次の表を適用する。</p>

号給	給料月額
1	405,000 円
2	455,000 円
3	508,000 円
4	574,000 円
5	655,000 円
6	765,000 円
7	893,000 円

2～4 [略]

(給与条例の適用除外等)

第8条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第9条の2第1項中「前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び阿南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年阿南市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

号給	給料月額
1	392,000 円
2	440,000 円
3	492,000 円
4	555,000 円
5	634,000 円
6	740,000 円
7	864,000 円

2～4 [略]

(給与条例の適用除外等)

第8条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第9条の2第1項中「前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び阿南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年阿南市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第4条 阿南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第9条の2第1項中「前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び阿南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年阿南市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第9条の2第1項中「前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び阿南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年阿南市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

(阿南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 阿南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年阿南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日（前項後段に規定する者にとっては、辞職、失職、除名又は死亡日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、阿南市職</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日（前項後段に規定する者にとっては、辞職、失職、除名又は死亡日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、阿南市職</p>

員の給与に関する条例（昭和33年阿南市条例第6号）の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

3 [略]

員の給与に関する条例（昭和33年阿南市条例第6号）の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

3 [略]

第6条 阿南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、阿南市職員の給与に関する条例（昭和33年阿南市条例第6号）の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、阿南市職員の給与に関する条例（昭和33年阿南市条例第6号）の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 [略]</p>

(阿南市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第7条 阿南市特別職の給与に関する条例(昭和33年阿南市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与及びその額) 第2条 [略] 2 [略] 3 特別職の受ける期末手当の額は、阿南市職員の給与に関する条例(昭和33年阿南市条例第6号)の規定の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」と、 <u>「100分の127.5」</u> とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	(給与及びその額) 第2条 [略] 2 [略] 3 特別職の受ける期末手当の額は、阿南市職員の給与に関する条例(昭和33年阿南市条例第6号)の規定の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

第8条 阿南市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与及びその額) 第2条 [略] 2 [略] 3 特別職の受ける期末手当の額は、阿南市職員の給与に関する条例(昭和33年阿南市条例第6号)の規定の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第20条第2項中「 <u>100分の126</u> 」	(給与及びその額) 第2条 [略] 2 [略] 3 特別職の受ける期末手当の額は、阿南市職員の給与に関する条例(昭和33年阿南市条例第6号)の規定の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」

「25」とあるのは「100分の175」とし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の阿南市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の阿南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用し、第5条の規定による改正後の阿南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の阿南市特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和7年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の阿南市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の阿南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第5条の規定による改正前の阿南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第7条の規定による改正前の阿南市特別職の給与に関する

条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与改定の動向を踏まえ、本市の一般職の職員及び特別職の給与等を国に準じて改定すること等に伴い、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和7年度補正予算議案

一般会計補正予算（第4号）

阿 南 市

第29号議案

令和7年度阿南市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度阿南市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,093,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月17日提出

阿南市長 岩佐義弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		6,074,871	199,503	6,274,374
	2. 国庫補助金	1,288,314	199,503	1,487,817
20. 繰入金		3,048,866	44,700	3,093,566
	2. 基金繰入金	2,989,717	44,700	3,034,417
22. 諸収入		381,723	97	381,820
	3. 雑入	365,403	97	365,500
歳入合計		38,848,800	244,300	39,093,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		294,741	5,813	300,554
	1. 議会費	294,741	5,813	300,554
2. 総務費		4,917,560	△14,009	4,903,551
	1. 総務管理費	3,785,158	12,197	3,797,355
	2. 徴税費	696,126	△8,180	687,946
	3. 戸籍住民基本台帳費	238,377	△18,550	219,827
	4. 選挙費	131,611	△285	131,326
	5. 統計調査費	43,749	476	44,225
	6. 監査委員費	22,539	333	22,872
			13,047,004	133,218
3. 民生費	1. 社会福祉費	3,394,036	△15,315	3,378,721
	2. 児童福祉費	5,960,556	147,627	6,108,183
	3. 生活保護費	1,913,994	906	1,914,900
		3,610,219	28,950	3,639,169
4. 衛生費	1. 保健衛生費	1,349,595	9,325	1,358,920
	2. 清掃費	2,260,624	19,625	2,280,249

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		1, 815, 143	3, 172	1, 818, 315
	1. 農業費	431, 715	2, 445	434, 160
	2. 農地費	1, 288, 357	357	1, 288, 714
	3. 林業費	67, 468	230	67, 698
	4. 水産業費	27, 603	140	27, 743
7. 商工費		395, 037	25, 966	421, 003
	1. 商工費	395, 037	25, 966	421, 003
8. 土木費		2, 735, 259	18, 755	2, 754, 014
	1. 土木管理費	333, 568	5, 928	339, 496
	2. 道路橋りょう費	1, 128, 995	△3, 685	1, 125, 310
	3. 河川費	575, 689	1, 104	576, 793
	4. 都市計画費	335, 005	4, 861	339, 866
	5. 住宅費	362, 002	10, 547	372, 549
9. 消防費		1, 530, 594	24, 990	1, 555, 584
	1. 消防費	1, 530, 594	24, 990	1, 555, 584
10. 教育費		4, 101, 637	17, 445	4, 119, 082

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 教育総務費	439,500	△189	439,311
	2. 小学校費	886,480	7,659	894,139
	3. 中学校費	386,144	4,229	390,373
	4. 幼稚園費	450,026	△37,273	412,753
	5. 社会教育費	1,156,354	20,410	1,176,764
	6. 保健体育費	783,133	22,609	805,742
歳出合計		38,848,800	244,300	39,093,100

令和7年度一般会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総括

(歳入) 歳入歳出予算事項別明細書 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	6,074,871	199,503	6,274,374
20. 繰入金	3,048,866	44,700	3,093,566
22. 諸収入	381,723	97	381,820
歳入合計	38,848,800	244,300	39,093,100

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	294,741	5,813	300,554				5,813
2. 総務費	4,917,560	△14,009	4,903,551				△14,009
3. 民生費	13,047,004	133,218	13,180,222	199,503			△66,285
4. 衛生費	3,610,219	28,950	3,639,169				28,950
6. 農林水産業費	1,815,143	3,172	1,818,315				3,172
7. 商工費	395,037	25,966	421,003				25,966
8. 土木費	2,735,259	18,755	2,754,014				18,755
9. 消防費	1,530,594	24,990	1,555,584				24,990
10. 教育費	4,101,637	17,445	4,119,082				17,445
歳 出 合 計	38,848,800	244,300	39,093,100	199,503			44,797

2. 歳入

16 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	399,467	199,503	598,970	2. 児童福祉費補助金	199,503	・物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 199,503
計	1,288,314	199,503	1,487,817			
16 款合計	6,074,871	199,503	6,274,374			

20 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,852,400	44,700	1,897,100	1. 財政調整基金繰入金	44,700	・財政調整基金繰入金 44,700
計	2,989,717	44,700	3,034,417			
20 款合計	3,048,866	44,700	3,093,566			

22 款 諸収入

3 項 雑入

1. 雑入	365,403	97	365,500	1. 雑入	97	・雑入 97
計	365,403	97	365,500			
22 款合計	381,723	97	381,820			

歳入合計	38,848,800	244,300	39,093,100			
------	------------	---------	------------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	294,741	5,813	300,554				5,813	2. 給料	3,540	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3,540 3. 扶養手当 36 3. 通勤手当 46 3. 期末手当 668 3. 勤勉手当 457 3. 地域手当 71 4. 共済組合負担金 995	5,813
								3. 職員手当等	1,278		
								4. 共済費	995		
計	294,741	5,813	300,554				5,813				
1 款合計	294,741	5,813	300,554				5,813				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1. 一般管理費	1,159,283	△2,912	1,156,371				△2,912	2. 給料	935	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 935 3. 特別職期末手当 200 3. 扶養手当 △290 3. 住居手当 △232 3. 期末手当 1,690 3. 勤勉手当 26 3. 児童手当 910 3. 地域手当 12 4. 共済組合負担金 △6,163	△2,912
								3. 職員手当等	2,316		
								4. 共済費	△6,163		
2. 人事管理費	130,354	4,437	134,791				4,437	1. 報酬	3,492		
								3. 職員手当等	648		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 人事管理費							4. 共済費	297	3. 会計年度任用職員期末手当 361 3. 会計年度任用職員勤勉手当 287 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 148 4. 会計年度任用職員社会保険料 138 4. 会計年度任用職員市町村職員互助会負担金 11	
4. 会計管理費	27,756	281	28,037				281	1. 報酬 162 3. 職員手当等 108 4. 共済費 11	○ 会計管理費 (会計課) 281 1. 会計年度任用職員報酬 162 3. 会計年度任用職員期末手当 58 3. 会計年度任用職員勤勉手当 50 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 7 4. 会計年度任用職員社会保険料 4	
5. 財産管理費	165,574	261	165,835				261	1. 報酬 166 3. 職員手当等 51 4. 共済費 27 8. 旅費 17	○ 庁舎等管理費 (総務課) 261 1. 会計年度任用職員報酬 166 3. 会計年度任用職員期末手当 26 3. 会計年度任用職員勤勉手当 25 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 16	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
5. 財産管理費									4. 会計年度任用職員社会保険料 11 8. 通勤旅費 17	
7. 企画費	169,701	3,949	173,650				3,949	2. 給料 2,065 3. 職員手当等 1,168 4. 共済費 716	○ 職員給与と費等 (人事課) 3,949 2. 一般職給料 2,065 3. 扶養手当 192 3. 住居手当 616 3. 通勤手当 68 3. 管理職手当 △127 3. 期末手当 411 3. 勤勉手当 384 3. 児童手当 △420 3. 地域手当 44 4. 共済組合負担金 716	
11. 男女共同参画推進費	18,645	445	19,090				445	1. 報酬 257 2. 給料 120 3. 職員手当等 81 4. 共済費 △13	○ 職員給与と費等 (人事課) 173 2. 一般職給料 120 3. 期末手当 41 3. 勤勉手当 37 3. 地域手当 3 4. 共済組合負担金 △28 ○ 男女共同参画推進費 (人権・男女共同参画課) 272 1. 会計年度任用職員報酬 257 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 9 4. 会計年度任用職員社会保険料 6	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
13. 支所・住民センター費	115,424	5,736	121,160				5,736	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	1,253 2,396 1,687 400	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 住居手当 3. 通勤手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当 3. 児童手当 3. 地域手当 4. 共済組合負担金 ○ 住民センター費 (市民生活課) 1. 会計年度任用職員報酬 3. 会計年度任用職員期末 手当 3. 会計年度任用職員勤勉 手当 4. 会計年度任用職員共済 組合負担金 4. 会計年度任用職員社会 保険料	3,928 2,396 276 294 20 106 457 20 44 315 1,808 1,253 250 220 51 34
計	3,785,158	12,197	3,797,355				12,197				

2 款 総務費

2 項 徴税費

1. 税務総務費	650,704	△7,070	643,634				△7,070	2. 給料 3. 職員手当等	△3,452 △2,806	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当	△7,070 △3,452 △366
----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	-------------------	------------------	--	--------------------------

2 款 総務費

2 項 徴税费

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 税務総務費								4. 共済費	△812	3. 住居手当 3. 通勤手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当 3. 地域手当 4. 共済組合負担金	△1,289 349 △791 △632 △77 △812
2. 収納総務費	45,422	△1,110	44,312			△1,110		2. 給料	△538	○ 職員給与と費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 住居手当 3. 通勤手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当 3. 児童手当 3. 地域手当 4. 共済組合負担金	△1,110 △538 474 △618 △8 △438 △378 620 △2 △222
								3. 職員手当等	△350		
								4. 共済費	△222		
計	696,126	△8,180	687,946			△8,180					

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	238,377	△18,550	219,827				△18,550	1. 報酬	1,117	○ 職員給与と費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 住居手当 3. 通勤手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当	△20,061 △10,733 △744 △235 △292 △1,741 △2,626
								2. 給料	△10,733		
								3. 職員手当等	△6,231		
								4. 共済費	△2,703		

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費									3. 児童手当 △690 3. 地域手当 △229 4. 共済組合負担金 △2,771 ○ 戸籍住民基本台帳費 1,511 (市民生活課) 1. 会計年度任用職員報酬 1,117 3. 会計年度任用職員期末手当 183 3. 会計年度任用職員勤勉手当 143 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 41 4. 会計年度任用職員社会保険料 27	
計	238,377	△18,550	219,827				△18,550			

2 款 総務費

4 項 選挙費

1. 選挙管理委員会費	25,203	△285	24,918				△285	2. 給料	337	○ 職員給与と費等 (人事課) △285 2. 一般職給料 337 3. 扶養手当 △396 3. 通勤手当 △139 3. 期末手当 14 3. 勤勉手当 16 3. 児童手当 △120 3. 地域手当 △2 4. 共済組合負担金 5
								3. 職員手当等	△627	
								4. 共済費	5	
								計	131,611	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費							3. 職員手当等	△5,797	3. 扶養手当 219	
							4. 共済費	△3,890	3. 住居手当 336 3. 通勤手当 △632 3. 管理職手当 △1,023 3. 期末手当 △2,246 3. 勤勉手当 △2,385 3. 児童手当 145 3. 地域手当 △211 4. 共済組合負担金 △3,897 ○ 社会福祉総務費 (地域共生推進課) 34 1. 会計年度任用職員報酬 27 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 4 4. 会計年度任用職員社会保険料 3	
2. 国民年金事務費	37,925	1,444	39,369			1,444	1. 報酬	132	○ 職員給与と費等 (人事課) 1,264	
							2. 給料	544	2. 一般職給料 544	
							3. 職員手当等	728	3. 扶養手当 120 3. 住居手当 292 3. 通勤手当 △102	
							4. 共済費	40	3. 期末手当 195 3. 勤勉手当 170 3. 地域手当 13 4. 共済組合負担金 32 ○ 国民年金事務費 (保険年金課) 180 1. 会計年度任用職員報酬 132 3. 会計年度任用職員期末手当 21	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 国民年金事務費										3. 会計年度任用職員勤勉手当 19 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 5 4. 会計年度任用職員社会保険料 3
3. 障害者総合支援費	2,509,679	221	2,509,900				221	1. 報酬	127	○ 地域生活支援事業(地域共生推進課) 47
								3. 職員手当等	78	3. 会計年度任用職員期末手当 21
								4. 共済費	16	3. 会計年度任用職員勤勉手当 18 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 5 4. 会計年度任用職員社会保険料 3
										○ 障害区分認定費(地域共生推進課) 174 1. 会計年度任用職員報酬 127 3. 会計年度任用職員期末手当 20 3. 会計年度任用職員勤勉手当 19 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 5 4. 会計年度任用職員社会保険料 3
6. 人権啓発費	39,497	△615	38,882				△615	2. 給料	253	○ 職員給与と費等(人事課) △615
								3. 職員手当等	△820	2. 一般職給料 253

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
6. 人権啓発費								4. 共済費	△48	3. 扶養手当 △510 3. 住居手当 347 3. 通勤手当 △381 3. 期末手当 △11 3. 勤勉手当 △140 3. 児童手当 △120 3. 地域手当 △5 4. 共済組合負担金 △48
7. 隣保館費	106,154	3,054	109,208				3,054	1. 報酬	1,935	○ 隣保館運営費 3,054 (人権・男女共同参画課) 1. 会計年度任用職員報酬 1,935 2. 会計年度任用職員給料 637 3. 会計年度任用職員地域手当 19 3. 会計年度任用職員期末手当 173 3. 会計年度任用職員勤勉手当 156 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 81 4. 会計年度任用職員社会保険料 53
								2. 給料	637	
								3. 職員手当等	348	
								4. 共済費	134	
計	3,394,036	△15,315	3,378,721				△15,315			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	201,517	999	202,516				999	1. 報酬	△1,000	○ 職員給与費等 (人事課) 2,699
------------	---------	-----	---------	--	--	--	-----	-------	--------	----------------------

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費								2. 給料	3,422	2. 一般職給料 3,422
								3. 職員手当等	△1,506	3. 扶養手当 △750
								4. 共済費	83	3. 住居手当 76
										3. 通勤手当 △138
		3. 管理職手当 608								
		3. 期末手当 424								
		3. 勤勉手当 199								
		3. 児童手当 △1,290								
		3. 地域手当 65								
		4. 共済組合負担金 83								
		○ 子ども家庭総合支援拠点事業 (こども支援課) △1,700								
		1. 会計年度任用職員報酬 △1,000								
		3. 会計年度任用職員期末手当 △400								
		3. 会計年度任用職員勤勉手当 △300								
2. 保育所費	3,197,228	△50,330	3,146,898				△50,330	1. 報酬	△3,000	○ 職員給与と費等 (人事課) △47,011
								2. 給料	△29,276	2. 一般職給料 △32,833
								3. 職員手当等	△8,697	3. 扶養手当 △1,004
								4. 共済費	△9,357	3. 住居手当 537
3. 通勤手当 △1,443										
		3. 管理職手当 609								
		3. 期末手当 △1,446								
		3. 勤勉手当 △1,597								
		3. 児童手当 190								
		3. 地域手当 △667								
		4. 共済組合負担金 △9,357								

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 保育所費									○ 市立保育所管理費 △3,319 (こども保育課) 1. 会計年度任用職員報酬 △3,000 2. 会計年度任用職員給料 3,557 3. 会計年度任用職員地域手当 124 3. 会計年度任用職員期末手当 △2,000 3. 会計年度任用職員勤勉手当 △2,000	
3. 母子・父子福祉費	12,308	184	12,492				184	1. 報酬 146 3. 職員手当等 31 4. 共済費 7	○ 母子・父子自立支援費 184 (こども支援課) 1. 会計年度任用職員報酬 146 3. 会計年度任用職員期末手当 17 3. 会計年度任用職員勤勉手当 14 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 4 4. 会計年度任用職員社会保険料 3	
4. 児童手当等費	1,585,802	199,503	1,785,305	199,503				1. 報酬 543 3. 職員手当等 1,291 4. 共済費 106 8. 旅費 18 10. 需用費 284	○ 物価高対応子育て応援手当給付費 199,503 (こども支援課) 1. 会計年度任用職員報酬 543 3. 時間外勤務手当 1,291 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 40 4. 会計年度任用職員社会保険料 63	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
4. 児童手当等費								11. 役務費	1,161	4. 会計年度任用職員市町村職員互助会負担金	3
								12. 委託料	1,100	8. 通勤旅費	18
								19. 扶助費	195,000	10. 消耗品費	207
5. 子育て支援費	309,972	△2,729	307,243				△2,729	1. 報酬	△1,805	○ 妊婦・子育て応援事業(こども支援課)	153
								3. 職員手当等	△932	1. 会計年度任用職員報酬	127
								4. 共済費	8	3. 会計年度任用職員期末手当	9
										3. 会計年度任用職員勤勉手当	9
										4. 会計年度任用職員共済組合負担金	5
										4. 会計年度任用職員社会保険料	3
										○ 子育て家庭支援センター運営費(こども支援課)	68
										1. 会計年度任用職員報酬	68
										○ 児童館費(生涯学習課)	△2,950
										1. 会計年度任用職員報酬	△2,000
										3. 会計年度任用職員期末手当	△500

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
5. 子育て支援費									3. 会計年度任用職員勤勉手当	△450
計	5,960,556	147,627	6,108,183	199,503			△51,876			

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1. 生活保護総務費	225,394	906	226,300				906	1. 報酬	129	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 住居手当 3. 通勤手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当 3. 児童手当 3. 地域手当 4. 共済組合負担金 ○ 生活保護適正化推進事業 (生活福祉課) 1. 会計年度任用職員報酬 3. 会計年度任用職員期末手当 3. 会計年度任用職員勤勉手当 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 4. 会計年度任用職員社会保険料	729
								2. 給料	431		431
								3. 職員手当等	△464		△312
								4. 共済費	810		102

3 款 民生費

3 項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
計	1,913,994	906	1,914,900				906			
3 款合計	13,047,004	133,218	13,180,222	199,503			△66,285			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	322,883	8,247	331,130				8,247	2. 給料	3,942	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 住居手当 3. 通勤手当 3. 管理職手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当 3. 児童手当 3. 地域手当 4. 共済組合負担金	8,247 3,942 690 336 72 608 825 △120 570 104 1,220
								3. 職員手当等	3,085		
								4. 共済費	1,220		
4. 母子保健推進事業費	97,769	335	98,104				335	1. 報酬	254	○ 養育支援事業 (こども支援課) 1. 会計年度任用職員報酬 3. 会計年度任用職員期末手当 3. 会計年度任用職員勤勉手当 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 4. 会計年度任用職員社会保険料	174 127 20 19 5 3
								3. 職員手当等	65		
								4. 共済費	16		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地方債	その他					
4. 母子保健推進事業費									○ 子育て世代包括支援センター運営事業(こども支援課) 1. 会計年度任用職員報酬 127 3. 会計年度任用職員期末手当 13 3. 会計年度任用職員勤勉手当 13 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 5 4. 会計年度任用職員社会保険料 3	161	
5. 健康増進費	98,271	376	98,647				376	1. 報酬 274 3. 職員手当等 80 4. 共済費 22	○ 高齢者保健介護予防一体化事業(保健センター) 1. 会計年度任用職員報酬 274 3. 会計年度任用職員期末手当 42 3. 会計年度任用職員勤勉手当 38 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 13 4. 会計年度任用職員社会保険料 9	376	
6. 斎場費	86,397	1,046	87,443				1,046	1. 報酬 443 2. 給料 481 3. 職員手当等 79	○ 職員給与費等(人事課) 2. 一般職給料 124 3. 扶養手当 △198 3. 住居手当 47 3. 期末手当 △13	△44	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
6. 斎場費							4. 共済費	43	3. 勤勉手当 △1 3. 地域手当 △1 4. 共済組合負担金 △2 ○ 斎場管理費 1,090 (葬斎場) 1. 会計年度任用職員報酬 443 2. 会計年度任用職員給料 357 3. 会計年度任用職員地域手当 10 3. 会計年度任用職員期末手当 125 3. 会計年度任用職員勤勉手当 110 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 27 4. 会計年度任用職員社会保険料 18	
7. 環境衛生費	133,771	△679	133,092			△679	2. 給料	△125	○ 職員給与と費等 △679 (人事課) 2. 一般職給料 △125 3. 扶養手当 △60 3. 通勤手当 △102 3. 期末手当 △42 3. 勤勉手当 △67 3. 児童手当 145 3. 地域手当 △4 4. 共済組合負担金 △424	
							3. 職員手当等	△130		
							4. 共済費	△424		
計	1,349,595	9,325	1,358,920			9,325				

4 款 衛生費

2 項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 清掃総務費	106,370	12,325	118,695				12,325	2. 給料	6,371	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 6,371 3. 扶養手当 36 3. 住居手当 181 3. 通勤手当 218 3. 期末手当 1,866 3. 勤勉手当 1,635 3. 児童手当 △60 3. 地域手当 127 4. 共済組合負担金 1,951	12,325
								3. 職員手当等	4,003		
								4. 共済費	1,951		
2. 塵芥処理費	1,607,632	7,042	1,614,674				7,042	1. 報酬	△1,545	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 △7,980 3. 扶養手当 △439 3. 住居手当 601 3. 通勤手当 △10 3. 期末手当 △2,417 3. 勤勉手当 △2,292 3. 児童手当 △420 3. 地域手当 △168 4. 共済組合負担金 △2,593 ○ ごみ収集管理費 (生活環境課) 1. 会計年度任用職員報酬 589 2. 会計年度任用職員給料 23,925 3. 会計年度任用職員地域 手当 397 3. 会計年度任用職員期末 手当 759	△15,718
								2. 給料	15,945		
								3. 職員手当等	△4,424		
								4. 共済費	△2,809		
								8. 旅費	△125		

4 款 衛生費

2 項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 塵芥処理費									3. 会計年度任用職員勤勉手当 387 4. 会計年度任用職員社会保険料 389 4. 会計年度任用職員市町村職員互助会負担金 △8 ○ エコパーク阿南管理費(環境管理課) △3,678 1. 会計年度任用職員報酬 △2,134 3. 会計年度任用職員期末手当 △447 3. 会計年度任用職員勤勉手当 △375 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 △212 4. 会計年度任用職員社会保険料 △373 4. 会計年度任用職員市町村職員互助会負担金 △12 8. 通勤旅費 △125	
3. し尿処理費	364,051	258	364,309				258	1. 報酬 50 2. 給料 △523 3. 職員手当等 912 4. 共済費 △181	○ 職員給与と費等(人事課) 201 2. 一般職給料 △523 3. 扶養手当 252 3. 通勤手当 138 3. 期末手当 △41 3. 勤勉手当 △31 3. 児童手当 600 3. 地域手当 △6 4. 共済組合負担金 △188	

4 款 衛生費

2 項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. し尿処理費									○ クリーンピュアあなん 管理費 (環境管理課) 1. 会計年度任用職員報酬 4. 会計年度任用職員共済 組合負担金 4. 会計年度任用職員社会 保険料	57 50 4 3
計	2,260,624	19,625	2,280,249				19,625			
4 款合計	3,610,219	28,950	3,639,169				28,950			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

1. 農業委員会 費	62,087	1,560	63,647				1,560	2. 給料	1,691	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 通勤手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当 3. 児童手当 3. 地域手当 4. 共済組合負担金	1,560 1,691 △414 △47 371 322 △600 25 212
								3. 職員手当等	△343		
								4. 共済費	212		
2. 農業総務費	161,709	701	162,410				701	2. 給料	2,332	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 住居手当	701 2,332 △959 450
								3. 職員手当等	△1,132		
								4. 共済費	△499		

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 農業総務費									3. 通勤手当 △300 3. 管理職手当 1,024 3. 期末手当 91 3. 勤勉手当 140 3. 児童手当 △1,625 3. 地域手当 47 4. 共済組合負担金 △499	
3. 農業振興費	207,752	184	207,936			184	1. 報酬	173	○ 地域農業振興対策事業 (農林水産課) 184 1. 会計年度任用職員報酬 173 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 4 4. 会計年度任用職員社会保険料 3 8. 通勤旅費 4	
							4. 共済費	7		
							8. 旅費	4		
計	431,715	2,445	434,160			2,445				

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

1. 農業用施設 新設維持費	293,704	228	293,932				228	2. 給料	131	○ 職員給与と費等 (人事課) 228 2. 一般職給料 131 3. 期末手当 42 3. 勤勉手当 37 3. 地域手当 3 4. 共済組合負担金 15
								3. 職員手当等	82	
								4. 共済費	15	
3. 国土調査事業費	51,289	129	51,418				129	1. 報酬	91	○ 地籍調査事業 (農地整備課) 129

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 国土調査事業費							3. 職員手当等	31	1. 会計年度任用職員報酬	91
							4. 共済費	7	3. 会計年度任用職員期末手当	16
									3. 会計年度任用職員勤勉手当	15
									4. 会計年度任用職員共済組合負担金	4
									4. 会計年度任用職員社会保険料	3
計	1,288,357	357	1,288,714				357			

6 款 農林水産業費

3 項 林業費

1. 林業振興費	67,468	230	67,698				230	2. 給料	131	○ 職員給与と費等(人事課)	230
								3. 職員手当等	84	2. 一般職給料	131
								4. 共済費	15	3. 期末手当	43
									3. 勤勉手当	38	
									3. 地域手当	3	
									4. 共済組合負担金	15	
計	67,468	230	67,698				230				

6 款 農林水産業費

4 項 水産業費

1. 水産業振興費	23,452	140	23,592				140	2. 給料	△114	○ 職員給与と費等(人事課)	140
								3. 職員手当等	177	2. 一般職給料	△114
										3. 扶養手当	△92

6 款 農林水産業費

4 項 水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 水産業振興費							4. 共済費	77	3. 住居手当 312 3. 通勤手当 47 3. 期末手当 △64 3. 勤勉手当 △52 3. 児童手当 30 3. 地域手当 △4 4. 共済組合負担金 77	
計	27,603	140	27,743			140				
6 款合計	1,815,143	3,172	1,818,315			3,172				

7 款 商工費

1 項 商工費

1. 商工総務費	90,446	23,931	114,377				23,931	2. 給料	16,407	○ 職員給与費等 (人事課) 23,931 2. 一般職給料 16,407 3. 扶養手当 △234 3. 住居手当 427 3. 通勤手当 △83 3. 管理職手当 624 3. 期末手当 1,645 3. 勤勉手当 1,410 3. 児童手当 △760 3. 地域手当 331 4. 共済組合負担金 4,164
								3. 職員手当等	3,360	
								4. 共済費	4,164	
2. 商工業振興費	130,153	382	130,535				382	1. 報酬	191	○ 企業振興費 (商工戦略課) 120 1. 会計年度任用職員報酬 91
								3. 職員手当等	170	

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明												
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額											
				国県支出金	地方債	その他															
2. 商工業振興費							4. 共済費	17	3. 会計年度任用職員期末手当	9											
							8. 旅費	4	3. 会計年度任用職員勤勉手当	9	4. 会計年度任用職員共済組合負担金	4	4. 会計年度任用職員社会保険料	3	8. 通勤旅費	4	○ 社会福社会館管理費(商工戦略課)	262	1. 会計年度任用職員報酬	100	3. 会計年度任用職員期末手当
3. 観光費	151,089	1,321	152,410				1,321	1. 報酬	619	○ かもだ岬温泉費(観光交流課)	758										
							2. 給料	401	1. 会計年度任用職員報酬	227	2. 会計年度任用職員給料	401									
							3. 職員手当等	239	3. 会計年度任用職員通勤手当	77											
							4. 共済費	62	3. 会計年度任用職員地域手当	12	4. 会計年度任用職員共済組合負担金	25									

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
3. 観光費									4. 会計年度任用職員社会保険料 16 ○ 道の駅運営管理費 (観光交流課) 563 1. 会計年度任用職員報酬 392 3. 会計年度任用職員期末手当 80 3. 会計年度任用職員勤勉手当 70 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 13 4. 会計年度任用職員社会保険料 8	
4. 消費者行政推進費	12,170	332	12,502				332	1. 報酬 229 3. 職員手当等 85 4. 共済費 18	○ 消費者行政推進費 (市民生活課) 332 1. 会計年度任用職員報酬 229 3. 会計年度任用職員期末手当 45 3. 会計年度任用職員勤勉手当 40 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 11 4. 会計年度任用職員社会保険料 7	
計	395,037	25,966	421,003				25,966			
7 款合計	395,037	25,966	421,003				25,966			

8 款 土木費

1 項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 土木総務費	161,387	2,989	164,376				2,989	2. 給料	1,225	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 住居手当 3. 通勤手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当 3. 児童手当 3. 地域手当 4. 共済組合負担金	2,989 1,225 562 416 372 △30 △84 480 35 13
								3. 職員手当等	1,751		
								4. 共済費	13		
2. 建築管理費	84,573	1,551	86,124				1,551	2. 給料	664	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 住居手当 3. 通勤手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当 3. 児童手当 3. 地域手当 4. 共済組合負担金	1,551 664 △396 22 203 145 139 △140 5 909
								3. 職員手当等	△22		
								4. 共済費	909		
4. 特定事業推進費	37,528	1,388	38,916				1,388	2. 給料	352	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 住居手当 3. 通勤手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当	1,388 352 △138 330 △4 118 544
								3. 職員手当等	854		
								4. 共済費	182		

8 款 土木費

1 項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
4. 特定事業推進費									3. 地域手当 4 4. 共済組合負担金 182	
計	333,568	5,928	339,496				5,928			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

1. 道路橋りょう維持費	146,294	281	146,575				281	1. 報酬	378	○ 職員給与費等 (人事課)	△97
								2. 給料	198	2. 一般職給料	198
								3. 職員手当等	△357	3. 住居手当	△336
								4. 共済費	62	3. 通勤手当	△138
2. 道路橋りょう新設改良費	197,608	1,075	198,683				1,075	3. 期末手当	60	3. 勤勉手当	53
								3. 地域手当	4	3. 地域手当	4
								4. 共済組合負担金	62	4. 共済組合負担金	62
								○ 道路橋りょう維持管理費 (土木課)	378	○ 道路橋りょう維持管理費 (土木課)	378
								1. 会計年度任用職員報酬	378	1. 会計年度任用職員報酬	378
								2. 給料	366	○ 職員給与費等 (人事課)	1,075
								3. 職員手当等	683	2. 一般職給料	366
4. 共済費	26	3. 扶養手当	276								
		3. 住居手当	△208								
		3. 通勤手当	28								
		3. 期末手当	△219								
		3. 勤勉手当	80								
		3. 児童手当	720								
		3. 地域手当	6								

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 道路橋りょう新設改良費									4. 共済組合負担金	26
3. 道路橋りょう整備事業費	775,593	△5,041	770,552			△5,041	1. 報酬	257	○ 職員給与費等 (人事課)	△5,392
							2. 給料	△944	2. 一般職給料	△944
							3. 職員手当等	△3,183	3. 扶養手当	△828
							4. 共済費	△1,171	3. 通勤手当	47
									3. 期末手当	△595
									3. 勤勉手当	△590
									3. 児童手当	△1,260
									3. 地域手当	△36
									4. 共済組合負担金	△1,186
									○ 道路橋りょう整備交付金事業 (土木課)	351
									1. 会計年度任用職員報酬	257
									3. 会計年度任用職員期末手当	42
									3. 会計年度任用職員勤勉手当	37
									4. 会計年度任用職員共済組合負担金	9
									4. 会計年度任用職員社会保険料	6
計	1,128,995	△3,685	1,125,310			△3,685				

8 款 土木費

3 項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 河川総務費	575,689	1,104	576,793				1,104	2. 給料	629	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 629 3. 住居手当 216 3. 通勤手当 28 3. 期末手当 △37 3. 勤勉手当 148 3. 児童手当 180 3. 地域手当 13 4. 共済組合負担金 △73
								3. 職員手当等	548	
								4. 共済費	△73	
計	575,689	1,104	576,793				1,104			

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1. 都市計画総務費	114,652	△523	114,129				△523	2. 給料	690	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 690 3. 扶養手当 △242 3. 住居手当 △330 3. 通勤手当 △490 3. 管理職手当 126 3. 期末手当 116 3. 勤勉手当 △50 3. 地域手当 11 4. 共済組合負担金 △354
								3. 職員手当等	△859	
								4. 共済費	△354	
2. 都市排水路整備事業費	139,789	217	140,006				217	2. 給料	131	
								3. 職員手当等	81	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 都市排水路整備事業費							4. 共済費	5	3. 勤勉手当 37 3. 地域手当 2 4. 共済組合負担金 5	
3. 都市下水路整備事業費	31,860	5,167	37,027				5,167	2. 給料	3,700	○ 職員給与費等 (人事課) 5,167 2. 一般職給料 3,700 3. 扶養手当 △240 3. 住居手当 △336 3. 通勤手当 106 3. 期末手当 588 3. 勤勉手当 453 3. 地域手当 67 4. 共済組合負担金 829
								3. 職員手当等	638	
								4. 共済費	829	
計	335,005	4,861	339,866				4,861			

8 款 土木費

5 項 住宅費

1. 住宅管理費	175,403	10,328	185,731				10,328	2. 給料	6,627	○ 職員給与費等 (人事課) 10,328 2. 一般職給料 6,627 3. 扶養手当 486 3. 通勤手当 31 3. 期末手当 149 3. 勤勉手当 1,037 3. 児童手当 195 3. 地域手当 121 4. 共済組合負担金 1,682
								3. 職員手当等	2,019	
								4. 共済費	1,682	

8 款 土木費

5 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 公営住宅整備事業費	23,693	219	23,912				219	2. 給料	129	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 129 3. 期末手当 40 3. 勤勉手当 35 3. 地域手当 3 4. 共済組合負担金 12	219
								3. 職員手当等	78		
								4. 共済費	12		
計	362,002	10,547	372,549				10,547				
8 款合計	2,735,259	18,755	2,754,014				18,755				

9 款 消防費

1 項 消防費

1. 常備消防費	1,178,270	30,440	1,208,710				30,440	1. 報酬	94	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 13,635 3. 扶養手当 1,143 3. 住居手当 △231 3. 通勤手当 185 3. 管理職手当 482 3. 期末手当 3,910 3. 勤勉手当 3,498 3. 児童手当 1,485 3. 地域手当 304 4. 共済組合負担金 5,871 ○ 常備消防管理費 (消防本部) 1. 会計年度任用職員報酬 94 3. 会計年度任用職員期末手当 16	30,282
								2. 給料	13,635		
								3. 職員手当等	10,807		
								4. 共済費	5,878		
								8. 旅費	26		

9 款 消防費

1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 常備消防費									3. 会計年度任用職員勤勉手当 15 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 4 4. 会計年度任用職員社会保険料 3 8. 通勤旅費 26	
3. 消防施設費	28,859	△337	28,522				△337	2. 給料 △427 3. 職員手当等 211 4. 共済費 △121	○ 職員給与と費等 (人事課) △337 2. 一般職給料 △427 3. 扶養手当 48 3. 住居手当 △53 3. 通勤手当 △16 3. 期末手当 96 3. 勤勉手当 84 3. 児童手当 60 3. 地域手当 △8 4. 共済組合負担金 △121	
5. 防災費	170,953	△5,113	165,840				△5,113	2. 給料 △3,294 3. 職員手当等 △842 4. 共済費 △977	○ 職員給与と費等 (人事課) △5,113 2. 一般職給料 △3,294 3. 扶養手当 84 3. 住居手当 111 3. 通勤手当 △94 3. 期末手当 △653 3. 勤勉手当 △526 3. 児童手当 300 3. 地域手当 △64 4. 共済組合負担金 △977	

9 款 消防費

1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
計	1,530,594	24,990	1,555,584				24,990			
9 款合計	1,530,594	24,990	1,555,584				24,990			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

2. 事務局費	365,958	1,805	367,763				1,805	1. 報酬	794	○ 職員給与費等 (人事課)	7,081
								2. 給料	1,033	2. 一般職給料	6,033
								3. 職員手当等	1,634	3. 特別職期末手当	38
								4. 共済費	△1,656	3. 扶養手当	594
										3. 住居手当	336
										3. 通勤手当	63
										3. 期末手当	256
										3. 勤勉手当	247
										3. 児童手当	1,160
										3. 地域手当	10
										4. 共済組合負担金	△1,656
										○ 事務局費 (教育総務課)	△5,276
										1. 会計年度任用職員報酬	794
										2. 会計年度任用職員給料	△5,000
										3. 会計年度任用職員地域 手当	△70
										3. 会計年度任用職員期末 手当	△500
										3. 会計年度任用職員勤勉 手当	△500
3. 教育研究指 導費	58,247	△2,508	55,739				△2,508	1. 報酬	△2,565	○ 外国青年招致事業 (教育研究所)	△2,508

10 款 教育費

1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 教育研究指導費								4. 共済費	57	1. 会計年度任用職員報酬 △2,565 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 △150 4. 会計年度任用職員社会保険料 212 4. 会計年度任用職員市町村職員互助会負担金 △5
4. 青少年健全育成費	12,013	514	12,527				514	1. 報酬	328	○ 青少年健全育成費 (青少年健全育成センター) 1. 会計年度任用職員報酬 328 3. 会計年度任用職員期末手当 89 3. 会計年度任用職員勤勉手当 77 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 12 4. 会計年度任用職員社会保険料 8
								3. 職員手当等	166	
								4. 共済費	20	
計	439,500	△189	439,311				△189			

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	269,720	6,069	275,789				6,069	1. 報酬	1,084	○ 職員給与と費等 (人事課) 2. 一般職給料 3,729 3. 通勤手当 190 3. 期末手当 68 3. 勤勉手当 212	4,865
								2. 給料	3,729		
								3. 職員手当等	538		

10 款 教育費

2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費							4. 共済費	674	3. 地域手当 68	
							8. 旅費	44	4. 共済組合負担金 598 ○ 小学校施設管理費 1,204 (教育総務課) 1. 会計年度任用職員報酬 1,084 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 46 4. 会計年度任用職員社会保険料 30 8. 通勤旅費 44	
2. 教育振興費	151,726	1,016	152,742				1. 報酬	608	○ 小学校教育振興費 1,016 (学校教育課)	
							3. 職員手当等	341	1. 会計年度任用職員報酬 608 3. 会計年度任用職員期末手当 62	
							4. 共済費	40	3. 会計年度任用職員勤勉手当 279	
							8. 旅費	27	4. 会計年度任用職員共済組合負担金 24 4. 会計年度任用職員社会保険料 16 8. 通勤旅費 27	
3. 校舎建設事業費	465,034	574	465,608				2. 給料	259	○ 職員給与と費等 574 (人事課)	
							3. 職員手当等	148	2. 一般職給料 259 3. 期末手当 76	
							4. 共済費	167	3. 勤勉手当 68 3. 地域手当 4 4. 共済組合負担金 167	

10 款 教育費

2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
計	886,480	7,659	894,139				7,659			

10 款 教育費

3 項 中学校費

1. 学校管理費	119,165	3,919	123,084				3,919	2. 給料	2,850	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 2,850 3. 通勤手当 102 3. 期末手当 113 3. 勤勉手当 301 3. 地域手当 51 4. 共済組合負担金 502	3,919
								3. 職員手当等	567		
								4. 共済費	502		
計											
3. 校舎建設事業費	131,869	310	132,179				310	2. 給料	129	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 129 3. 期末手当 59 3. 勤勉手当 35 3. 地域手当 3 4. 共済組合負担金 84	310
								3. 職員手当等	97		
								4. 共済費	84		
計											
計	386,144	4,229	390,373				4,229				

10 款 教育費

4 項 幼稚園費

1. 幼稚園費	450,026	△37,273	412,753				△37,273	1. 報酬	△5,000	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 △20,551 3. 扶養手当 330 3. 住居手当 △392	△31,018
								2. 給料	△19,823		
								3. 職員手当等	△7,757		

10 款 教育費

4 項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 幼稚園費							4. 共済費	△4,693	3. 通勤手当 △925 3. 期末手当 △2,449 3. 勤勉手当 △2,187 3. 児童手当 255 3. 地域手当 △406 4. 共済組合負担金 △4,693 ○ 幼稚園教育振興費 △6,255 (こども保育課) 1. 会計年度任用職員報酬 △5,000 2. 会計年度任用職員給料 728 3. 会計年度任用職員地域手当 17 3. 会計年度任用職員期末手当 △1,000 3. 会計年度任用職員勤勉手当 △1,000	
計	450,026	△37,273	412,753					△37,273		

10 款 教育費

5 項 社会教育費

1. 社会教育総務費	108,999	1,493	110,492				1,493	2. 給料	333	○ 職員給与費等 (人事課) 1,493 2. 一般職給料 333 3. 扶養手当 △40 3. 通勤手当 10 3. 期末手当 201 3. 勤勉手当 180 3. 児童手当 240 3. 地域手当 5 4. 共済組合負担金 564
								3. 職員手当等	596	
								4. 共済費	564	

10 款 教育費

5 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 公民館費	285,674	17,775	303,449				17,775	1. 報酬	595	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 10,893 3. 扶養手当 552 3. 住居手当 788 3. 通勤手当 146 3. 期末手当 △1,497 3. 勤勉手当 1,997 3. 児童手当 565 3. 地域手当 224 4. 共済組合負担金 3,316 ○ 公民館管理費 (生涯学習課) 1. 会計年度任用職員報酬 595 3. 会計年度任用職員期末 手当 89 3. 会計年度任用職員勤勉 手当 77 4. 会計年度任用職員共済 組合負担金 18 4. 会計年度任用職員社会 保険料 12	16,984
								2. 給料	10,893		10,893
								3. 職員手当等	2,941		788
								4. 共済費	3,346		△1,497
3. 人権教育推 進費	186,278	△6,900	179,378				△6,900	1. 報酬	△1,000	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 △3,954 3. 通勤手当 △47 3. 管理職手当 △126 3. 期末手当 △860 3. 勤勉手当 △712 3. 地域手当 △81 4. 共済組合負担金 △1,104	△6,884
								2. 給料	△2,996		△3,954
								3. 職員手当等	△1,800		△47
								4. 共済費	△1,104		△126

10 款 教育費

5 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 人権教育推進費										○ 教育集会所運営管理費 (人権教育課) △16 1. 会計年度任用職員報酬 △1,000 2. 会計年度任用職員給料 958 3. 会計年度任用職員地域手当 26
4. 図書館費	419,064	15,844	434,908			15,844	1. 報酬 715 2. 給料 9,774 3. 職員手当等 2,292 4. 共済費 2,960 8. 旅費 103	○ 職員給与費等 (人事課) 15,026 2. 一般職給料 9,774 3. 扶養手当 298 3. 通勤手当 △94 3. 期末手当 662 3. 勤勉手当 1,077 3. 児童手当 180 3. 地域手当 169 4. 共済組合負担金 2,960 ○ 図書館費 (図書館) 818 1. 会計年度任用職員報酬 715 8. 通勤旅費 103		
5. 社会教育施設費	13,668	177	13,845			177	1. 報酬 129 3. 職員手当等 40 4. 共済費 8	○ 民俗資料館管理費 (文化振興課) 177 1. 会計年度任用職員報酬 129 3. 会計年度任用職員期末手当 21 3. 会計年度任用職員勤勉手当 19 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 5		

10 款 教育費

5 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
5. 社会教育施設費									4. 会計年度任用職員社会保険料 3		
6. 文化振興費	47,000	△2,597	44,403				△2,597	1. 報酬	110	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 住居手当 3. 通勤手当 3. 期末手当 3. 勤勉手当 3. 児童手当 3. 地域手当 4. 共済組合負担金 ○ 文化振興費 (文化振興課) 1. 会計年度任用職員報酬 3. 会計年度任用職員期末手当 3. 会計年度任用職員勤勉手当 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 4. 会計年度任用職員社会保険料	△2,744
								2. 給料	△1,025		△1,025
								3. 職員手当等	△1,388		△474
								4. 共済費	△294		△24
7. 科学センター費	95,671	△5,382	90,289				△5,382	1. 報酬	59	○ 職員給与費等 (人事課) 2. 一般職給料 3. 扶養手当 3. 通勤手当 3. 期末手当	△5,441
								2. 給料	△3,104		△3,104
								3. 職員手当等	△1,427		△290

10 款 教育費

5 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
7. 科学センター費							4. 共済費	△910	3. 勤勉手当 △350 3. 児童手当 △180 3. 地域手当 △69 4. 共済組合負担金 △910 ○ 科学センター学習事業 59 (科学センター) 1. 会計年度任用職員報酬 59	
計	1,156,354	20,410	1,176,764				20,410			

10 款 教育費

6 項 保健体育費

1. 社会体育振興費	60,295	12,346	72,641				12,346	2. 給料	8,293	○ 職員給与費等 (人事課) 12,346 2. 一般職給料 8,293 3. 扶養手当 808 3. 住居手当 △512 3. 通勤手当 291 3. 期末手当 △765 3. 勤勉手当 953 3. 児童手当 785 3. 地域手当 179 4. 共済組合負担金 2,314
								3. 職員手当等	1,739	
								4. 共済費	2,314	
2. 体育施設費	211,566	542	212,108				542	2. 給料	66	○ 職員給与費等 (人事課) 542 2. 一般職給料 66 3. 扶養手当 258 3. 通勤手当 △28 3. 期末手当 △35 3. 勤勉手当 49
								3. 職員手当等	268	
								4. 共済費	208	

10 款 教育費

6 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 体育施設費									3. 児童手当 20 3. 地域手当 4 4. 共済組合負担金 208	
3. 県南部健康 運動公園管 理費	87,251	861	88,112				861	1. 報酬	218	○ 職員給与費等 (人事課) 643 2. 一般職給料 255 3. 期末手当 76 3. 勤勉手当 66 3. 地域手当 5 4. 共済組合負担金 241 ○ 県南部健康運動公園管 理費 218 (スポーツ振興課) 1. 会計年度任用職員報酬 218
								2. 給料	255	
								3. 職員手当等	147	
								4. 共済費	241	
4. 学校給食費	424,021	8,860	432,881				8,860	2. 給料	5,863	○ 職員給与費等 (人事課) 8,860 2. 一般職給料 5,863 3. 扶養手当 36 3. 住居手当 △324 3. 通勤手当 76 3. 期末手当 1,034 3. 勤勉手当 826 3. 地域手当 117 4. 共済組合負担金 1,232
								3. 職員手当等	1,765	
								4. 共済費	1,232	
計	783,133	22,609	805,742				22,609			
10 款合計	4,101,637	17,445	4,119,082				17,445			

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	38,848,800	244,300	39,093,100	199,503			44,797			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円、人)

区 分		職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 (月分)	その他の 手 当				計
補正前	長 等	6		46,100	16,382 (3.45)		62,482	9,243	71,725	
	議 員	26	125,832		41,604 (3.45)		167,436	33,910	201,346	
	その他の 特別職		139,695				139,695		139,695	
	計	32	265,527	46,100	57,986		369,613	43,153	412,766	
補正後	長 等	6		46,100	16,620 (3.50)		62,720	8,991	71,711	
	議 員	26	125,832		41,604 (3.50)		167,436	33,910	201,346	
	その他の 特別職		139,695				139,695		139,695	
	計	32	265,527	46,100	58,224		369,851	42,901	412,752	
比 較	長 等	0		0	238 (0.05)		238	△ 252	△ 14	
	議 員	0	0		0 (0.05)		0	0	0	
	その他の 特別職		0				0		0	
	計	0	0	0	238		238	△ 252	△ 14	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円、人)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前	(665) 830	617,670	3,683,872	2,542,653	6,844,195	1,363,966	8,208,161	
補正後	(657) 834	618,934	3,732,433	2,542,500	6,893,867	1,359,535	8,253,402	
比 較	(△8) 4	1,264	48,561	△ 153	49,672	△ 4,431	45,241	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期末勤勉 手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	休日勤務 手 当	特殊勤務 手 当	管 理 職 手 当
	補正前	72,552	1,765,892	76,582	42,117	310,231	48,665	85,985	58,787
	補正後	71,518	1,763,012	74,035	43,540	311,522	48,665	85,985	61,592
	比 較	△ 1,034	△ 2,880	△ 2,547	1,423	1,291	0	0	2,805

区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当
補正前	5,400		76,442
補正後	5,400		77,231
比 較	0		789

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円、人)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前	(33) 756		2,988,352	1,943,253	4,931,605	996,101	5,927,706	
補正後	(43) 760		3,011,350	1,947,007	4,958,357	990,627	5,948,984	
比 較	(10) 4		22,998	3,754	26,752	△ 5,474	21,278	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしたもの

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正前	72,552	1,286,019	53,514	42,117	300,338	43,000	19,170	58,787
	補正後	71,518	1,287,658	50,890	43,540	301,629	43,000	19,170	61,592
	比 較	△ 1,034	1,639	△ 2,624	1,423	1,291	0	0	2,805

区 分	管理職員特別勤務手当	単身赴任手当	地域手当
補正前	5,400		62,356
補正後	5,400		62,610
比 較	0		254

イ 会計年度任用職員

(単位：千円、人)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前	(632) 74	617,670	695,520	599,400	1,912,590	367,865	2,280,455	
補正後	(614) 74	618,934	721,083	595,493	1,935,510	368,908	2,304,418	
比 較	(△18) 0	1,264	25,563	△ 3,907	22,920	1,043	23,963	

備考 () 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期 末 勤 勉 当 手	通 勤 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当 手	特 殊 勤 務 当 手	管 理 職 当 手
	補正前		479,873	23,068		9,893	5,665	66,815	
	補正後		475,354	23,145		9,893	5,665	66,815	
	比 較		△ 4,519	77		0	0	0	

区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 手 当
補正前			14,086
補正後			14,621
比 較			535

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考		
	(千円)		(千円)		(千円)		
給 料	48,561	給与改定に伴う増減分	100,747	1 人 平 均 月 額	10,468 円	改 定 率	3.38 %
		職員の新陳代謝に伴う増減分	2,394	退職による減額分	△ 121,077	退 職 者	29 人
				採用による増加分	123,471	採 用 者	43 人 (内再任用短時間勤務職員 20人)
		異動に伴う増減分	517	他会計への転出分	△ 36,791	転 出 者	10 人
				他会計より転入分	37,308	転 入 者	10 人
		その他の増減分	△ 55,097	育休・休職等による減額	△ 80,660		
				会計年度任用職員の増減分	25,563		

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
	(千円)		(千円)		(千円)	
職 員 手 当	△ 153	制度改正に伴う増減分	57,289	期末勤勉手当	55,274	給与改定の状況 1. 期末勤勉手当 ・年間支給月数 4.60月分→4.65月分 ・特定任期付職員年間支給月数 3.65月分→3.70月分 ・再任用短時間勤務職員 2.40月分→2.45月分
				地 域 手 当	2,015	2. 給料表改定に伴う跳ね返し分
		その他の増減分	△ 57,442	扶 養 手 当	△ 1,034	扶養親族の異動、人事異動及び転入、転出等による増減
				期 末 勤 勉 手 当	△ 53,635	人事異動、転入、転出等による増減
				通 勤 手 当	△ 2,624	人事異動、転入、転出等による増減
				住 居 手 当	1,423	人事異動、転入、転出等による増減
				時 間 外 勤 務 手 当	1,291	物価高対応子育て応援手当給付費による増
				特 殊 勤 務 手 当	0	
				管 理 職 手 当	2,805	人事異動、転入、転出等による増減
				地 域 手 当	△ 1,761	人事異動、転入、転出等による増減
				会 計 年 度 任 用 職 員 の 増 減 分	△ 3,907	

(3) 給与及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分	補 正 前	補 正 後
平均給料月額	320,480 円	316,895 円
平均給与月額	354,089 円	350,257 円
平均年齢	42.05 歳 (令和 7. 1. 1 現在)	42.03 歳 (令和 7. 12. 1 現在)

イ 初任給の状況

区 分	補 正 前	補 正 後
行政職	高校卒 188,000 円	200,300 円
	大学卒 220,000 円	232,000 円
技能労務職	高校卒 185,700 円	198,200 円

ウ 級別職員数

補 正 前									
区 分	1	2	3	4	5	6	7	特 定 任期付	小計
職員数 (人)	() 46	() 141	(9) 161	(16) 80	() 221	() 59	() 16	() 1	(25) 725
構成比 (%)	() 6.0	() 18.3	(27.3) 20.9	(48.5) 10.4	() 28.7	() 7.7	() 2.1	() 0.1	(75.8) 94.2
区 分	技 能 労 務 職						計		
	1	2	3	4	5	小計			
職員数 (人)	()	()	(8) 8	() 4	() 34	(8) 46	(33) 771		
構成比 (%)	()	()	(24.2) 1.0	() 0.5	() 4.4	(24.2) 5.9	(100) 100		
補 正 後									
区 分	1	2	3	4	5	6	7	特 定 任期付	小計
職員数 (人)	() 54	() 114	(16) 174	(21) 89	() 203	() 63	() 16	() 1	(37) 714
構成比 (%)	() 7.2	() 15.1	(34.0) 23.0	(44.7) 11.8	() 26.9	() 8.3	() 2.1	() 0.1	(78.7) 94.5
区 分	技 能 労 務 職						計		
	1	2	3	4	5	小計			
職員数 (人)	()	()	(10) 8	() 4	() 29	(10) 41	(47) 755		
構成比 (%)	()	()	(21.3) 1.1	() 0.5	() 3.8	21.3 5.4	(100) 100		

令和7年12月1日現在

注：四捨五入の関係で、構成比の合計が小計等と一致しないことがある。

(4) その他参考事項

(単位：千分比)

区 分	補 正 前					補 正 後					
	短 期	厚 年	退 職	計	事務費等	短 期	厚 年	退 職	計	事務費等	
共 担 金 組 掛 金	市 長	64.55	131.10	7.5953	203.2453	・事務費1人当たり 年額11,400円	61.52	132.40	7.5990	201.5190	・事務費1人当たり 年額10,080円
	その他の特別職	64.55	131.10	7.5953	203.2453		61.52	132.40	7.5990	201.5190	
	一 般 職	64.55	131.10	7.5953	203.2453		61.52	132.40	7.5990	201.5190	
	市 長	63.71	91.50	7.50	162.71	・追加費用 10.0 (厚生年金保険分) 1.1 (経過的長期分)	61.34	91.50	7.50	160.34	・追加費用 11.0 (厚生年金保険分) 1.1 (経過的長期分)
	その他の特別職	63.71	91.50	7.50	162.71		61.34	91.50	7.50	160.34	
	一 般 職	63.71	91.50	7.50	162.71		61.34	91.50	7.50	160.34	

※ 厚生年金に係る負担金・掛金は70歳未満

※ 介護に係る負担金・掛金は40歳以上65歳未満